

#### (別記4)

#### 高水準のアニマルウェルフェアの推進、食品衛生管理等に向けた取組支援事業

### 第1 事業概要

本事業においては、牛肉輸出に関して米国・EU等が要求する高水準のアニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い（頭絡による家畜の取扱い等）、食品衛生管理や基準・規則等に対応するための取組、血斑発生低減のためのデータ分析・試験・研究の取組等を実施できるものとする。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 別記1の事業を実施するコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの構成員である食肉処理施設が、米国又はEU等向けの輸出施設認定を受けていること。

なお、事業の採択に当たっては、以下に掲げる（1）（2）の順に優先することとする。

- (1) 牛肉の輸出量の多いコンソーシアム
- (2) 構成員である畜産農家数が多いコンソーシアム

### 第3 成果目標及び目標年度

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 成果目標

成果目標は、高水準のアニマルウェルフェアの推進、食品衛生管理等に向けた取組を実施した輸出先国に対する輸出量のおおむね15%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

#### 2 目標年度

本事業は、事業完了年度の翌年度に設定するものとする。

### 第4 事業実施の手続等

本事業については、実施要領第4の3のただし書の規定により、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。